

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370792

研究課題名(和文) 対馬藩漁業史に関する総合的研究

研究課題名(英文) The comprehensive study of the history of fishery in Tsushima-han

研究代表者

木部 和昭 (KIBE, Kazuaki)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：20263759

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、対馬藩の漁業史について、近世全期にわたる史料を分析することで再検証し、新たな対馬漁業史の解明を目指したものである。本研究では、対馬藩政文書および関係史料の悉皆調査を行い、対馬藩漁業史研究の基礎データの収集をほぼ完了した。これにより、従来の研究史では手薄だった近世初中期の対馬漁業の実態を解明が可能となり、通説とは異なる新事実をいくつか析出した。例えば、18世紀半ば以前には対馬島民の漁業権は一定程度保護されていたが、安永・天明期頃からの藩財政窮乏にともなって他国漁民の入漁が優先されるようになり、島民の漁業権が後退していったことなどを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I tried the re-verification related to the fishery history of Tsushima in this study by investigating the historical documents which lasted for the entire periods of the Edo era, and aimed at the new discovery. This study completed the collecting of basic historical records of the fishery history into Tsushima-han by researching "So Family's document" and other related historical documents exhaustively. As a result, I became able to elucidate the actual situation of the fishery of Tsushima before the middle of the Edo era that was unexplained in the conventional study. For example, before the mid-18th century, it was revealed that Tsushima-han protected the fishery right of people of Tsushima. However, the fishery right was forced to retreat afterwards as a result that a promotion policy of the fisherman who came over from other areas to break financial poverty of Tsushima-han was enforced. By the analysis of the history record that I collected, I am going to elucidate such a new fact.

研究分野：日本史

キーワード：日本近世史 対馬藩 五島福江藩 漁業史 大敷網

1. 研究開始当初の背景

(1)対馬藩の藩政文書群である宗家文庫(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)は、平成24年(2012)4月、その調査・整理事業を完了し、「対馬宗家関係資料」として国の重要文化財指定を受けた。これにより対馬藩政文書の全容が確定し、その調査・分析が可能な環境が整ったが、宗家文庫はどうしても対外関係(日朝関係)の研究に注目が集まりがちであり、内政関係の研究の深化は必ずしも十分とはいえない状況にある。しかし、他藩に類を見ないこの膨大な藩政文書群からは、対馬に暮らした人々の生活や経済社会の実態に迫ることが可能であり、地域史研究の観点からも有効活用が望まれる。本研究は漁業史の立場からその一端を担おうとするものである。

(2)近世対馬の漁業史に関しては、宮本常一『対馬漁業史』(1983年)や羽原又吉『日本漁業経済史』(1952年)による研究が著名である。しかし、これら先学の研究の依拠した対馬藩政文書は、「海漁方記録」という化政期以降の史料が中心であり、それ以前の近世初中期の実態に関しては再検討の余地が残されている。本研究では、対馬藩政文書における漁業関係史料の悉皆調査を行い、近世期全体を通じた漁業制度の解明を進め、宮本・羽原等の先行研究をより深化させると共に、新たな対馬漁業史を追求することを目指してスタートしたものである。

2. 研究の目的

対馬は、付近を北上する対馬暖流による豊富な海洋資源と好漁場を擁し、有史以来、現在に至るまで、漁業が主力産業の一つであった。しかし、近世期の対馬藩は島民の漁業を抑制し、他国漁民を入漁させて漁業開発を担わせるという独特の漁業制度をとることになり、この地の漁業開発は他国漁民に大きく依存することになった。それ故、近世期の対馬には、東は和泉国から瀬戸内海沿岸一帯、西は山陰や九州などの各地から、多数の漁民が盛んに入漁するようになった。こうした特徴を有する近世対馬の漁業史に関しては、古くは宮本常一や羽原又吉による研究(前掲)が著名であるが、本研究は、整理・公開の進んだ対馬藩の藩政文書群を利用することによって、先行研究とは別の観点から、対馬藩漁業史を再検討しようとするものである。本研究の目的を観点別に整理してまとめると、以下の通りである。

(1)対馬藩の漁業政策の時代的推移

対馬藩による島民の漁業抑制・他国漁民入漁という漁業政策がとられた背景について、時期ごとに検証を進める。具体的にはいつ頃からこうした政策が始まったのか、そして、その後の対馬藩を取り巻く経済情勢や財政状況の変化によって、どの様に変容していったのかを、藩政史とリンクさせながら検討す

る。特に、近世後期になると、藩は島民の漁業進出を徐々に緩和する一方で、他国漁民入漁振興による運上銀増収を目論んで「海漁方」・「浦奉行所」などの漁業関係役所の新設・改廃を繰り返しており、その政治的背景を明らかにしたい。

(2)対馬藩財政と漁業の関係

対馬藩では近世中期以降、朝鮮貿易の不振により財政状況が悪化していたが、文化8年(1811)の朝鮮通信使来島によりその窮乏は決定的なものとなる。そして、それとまさに符合するかのよう「海漁方」設置などの漁業振興策が出現している。こうした藩財政との関係から、対馬藩における漁業の比重を考察する。

(3)領国経済と漁業の関係

対馬藩では、幕末期になると、仕入(前貸)の主導権を巡る長州漁民と厳原魚問屋の対立が発生している。本来、対馬入漁漁民は、厳原城下の魚問屋の仕入を受け、その漁獲物は厳原魚問屋を通じて売却するというのが一般的な形態であった。しかし、長州漁民の一部には、自己資金で入漁し、漁獲物を厳原問屋に売却せず、すべて持ち帰るものが出現するようになった。厳原の商業において海産物の比重は高かったから、魚問屋がその流通に介在できない状況は、城下町経済の衰微につながった。巨額の運上銀収入をもたらす他国漁民の存在は、藩財政にとっては有益ではあるが、城下町経済の成り立ちのためには、他国漁民の漁業に一定の規制も必要となる。この相反する事態に対馬藩がいかなる論理で対処しようとしたのかを見ることで、領国経済と漁業の関係を考察する。

(4)多様な漁民集団の入漁とその特徴

近世期の対馬には、古くは和泉国佐野浦の「佐野網」をはじめ、海士漁では筑前国鐘ヶ崎(曲海士)、鯨組では壱岐・平戸、各種網漁・釣漁・延縄漁では長門・周防・安芸・石見・肥前漁民など、多様な漁民集団の入漁が見られた。こうした漁民集団それぞれの特徴、時代的変遷、相互の交流あるいは対立の諸相について明らかにし、出漁・入漁という近世期の漁民移動の特徴や、漁業技術伝播の在り方について考察する。

(5)対馬島民と漁業の関係

近世期の対馬島民の漁業は抑制され停滞したといわれるが、沿岸部諸村では鄉村経済の再生産維持や公役銀入手の重要な手段として「村網」が営まれており、村にも漁業権が存在していた。こうした村の漁業権と、入漁してくる他国漁民の漁業権の関係については不明な部分が多く、その実態解明を試みる。これは、「百姓総有漁場」と「漁場請負制」の相克という近世漁業史における大きな論点につながる問題であり、対馬の事例は格

好の素材になると考えられる。

(6)九州西北海域島嶼部における近世漁業の共通性と相違点の比較検討

長州漁民の他国出漁に関する史料を見ると、対馬のほか、吉岐・平戸・五島などの九州西北海域の島嶼部への出漁が盛んだったことがわかる。このことは、この海域・地域に他国漁民の入漁に依拠せねばならない何らかの共通点が存在したことをうかがわせる。本研究では、対馬を主としつつも、九州西北海域の島嶼部における漁業史についても調査を実施し、対馬藩との比較を行うとともに、そこに共通する性格を見出す。

3. 研究の方法

対馬藩の藩政文書はいくつかの史料群に分かれて所蔵されているが、本研究の主目的である漁業関係の記録は、長崎県立対馬歴史民俗資料館（対馬市）所蔵「宗家文庫」と、東京大学史料編纂所所蔵「宗家史料」の二つに含まれている。本研究では、この二つの文書群について漁業関係史料の悉皆調査を実施した。抽出・撮影した収集史料については解読・分析を進め、対馬藩漁業関係史料の目録の役割を果たす「対馬海漁年表」にまとめるとともに、分析内容を論文として公表した。また、対馬と同様に他国漁民の入漁が盛んであった九州西北海域の島嶼部の内、五島地域に関する史料調査も合わせて実施し、対馬漁業史研究の比較対象とした。具体的調査内容は以下の通りである。

(1)対馬藩宗家文庫の史料調査

宗家文庫の内、漁業史関係の基本史料となるのは、「御郡奉行所毎日記」および「海漁方記録」である。この内、「海漁方記録」はすでに調査済みであったが、海漁方の設置が化政期であるため、それ以前の状況は把握できない。そこで重要になるのが、近世期を通じて漁業を管轄していた御郡奉行所の「毎日記」である。この「御郡奉行所毎日記」は、同役所の設置された寛文11年(1671)から明治4年(1871)の廃藩までの200年分がほぼ全て伝存しており、その総数は実に481冊にのぼる（一部破損によって閲覧不能）。研究代表者は、以前より断続的にこの史料の調査を実施し漁業関係記事の抽出作業を行ってきたが、本研究によって一応その全体調査を完了することができた。ただし、調査時期の関心によって抽出記事に精粗があったため、その後も補充調査を行い、対馬漁業の網羅的把握に努めた。

一方、本研究では「表書札方毎日記」にも着目した。この「表書札方毎日記」は、国元における藩庁中枢の記録であり、その数は1000冊を超える膨大なものである。これを調査した目的は三つある。一つは、御郡奉行所設置以前の近世初期の漁業について把握するためである。二つめは藩首脳が漁業政策

をどの様に認識し策定していたのか、という意図や背景を知るためである。三つめは、御郡奉行所や海漁方の記録ではうかがえない、府中（厳原）の魚問屋などの「町方」の動向を探るためである。宗家文庫では、残念なことに町奉行所関係の記録が残っておらず、それを知らうとすればこの表書札方毎日記に頼るしかない。ただし、この「表書札方毎日記」を悉皆調査するのは時間的に困難である。そこで、これまでの御郡奉行所や海漁方の調査で得られた情報を参考に、重要な政策が打ち出された時期に絞って調査を進めた。

この他、宗家文庫の「記録類」および「一紙物」に含まれる漁業関係史料についても可能な限り収集した。

(2)東京大学史料編纂所所蔵「宗家史料」の調査

対馬藩の「表書札方毎日記」は、大半が対馬に所蔵されているが、天保から明治初年にかけてのものは「藩庁毎日記」という名称で東京大学史料編纂所の宗家史料の中にまとめて所蔵されている。こちらに関しても(1)で述べた「表書札方毎日記」分析と同様の目的・手法により調査を実施した。

(3)その他の史料調査

長崎県立対馬歴史民俗資料館では、明治期の「対馬島庁文書」についても調査を実施し、近世・近代移行期の対馬漁業の実態解明の手がかりとなる史料を収集した。

また、長崎歴史文化博物館（長崎市）が所蔵する長崎県庁文書を中心とした史料調査を実施し、対馬関係史料とともに、対馬との比較対象となる五島・吉岐などの九州西北海域島嶼部の漁業関係史料もあわせて収集した。また、国文学研究資料館（立川市）所蔵の「祭魚洞文庫」の対馬・長崎関係の漁業史料についても調査を実施した。五島福江藩に関しては、まとまった藩政史料が残されていないが、五島観光歴史資料館（五島市）所蔵の「御用日記」などの中から、泉州佐野浦漁民の入漁・定住や、長州豊浦郡漁民の大敷網入漁などの記事を確認し、対馬藩との共通点・相違点を見出すことができた。福江島では、近世初期に長州豊浦郡湯玉漁民が初めて大敷網漁法を伝えたと言われる玉之浦など、主要な大敷網漁場の現地確認も実施した。

4. 研究成果

本研究の最大の成果は、対馬藩政文書における漁業関係史料の悉皆調査を行い、対馬藩漁業史研究の基礎データの収集をほぼ終えた点にある。その一方で、収集史料の分析には想定以上に時間を要し、論文として研究をまとめることができたのは、当初計画で掲げた課題の一部にとどまった。以下では、公表できた研究成果を中心に、その概要をまとめる。

(1) 「対馬海漁年表」の部分的公表

本研究で収集した対馬藩政文書に含まれる漁業関係記事・史料について解説を進め、編年で内容をまとめたものが「対馬海漁年表」である。これは史料目録・記事索引の役割を果たす一種のデータベースでもある。当初計画では、近世全期にわたる内容を公表する予定であったが、作業が間に合わず『対馬海漁年表：寛永14年(1637)～元禄9年(1696)』として部分的に公表(冊子体で刊行し、関係史料所蔵機関・図書館等に寄贈)した。

この海漁年表の基礎となった史料が、寛文11年(1671)から明治4年(1871)の廃藩までの200年分がほぼ残されている宗家文庫の「御郡奉行所毎日記」である。寛文期に設置された御郡奉行所は、対馬の鄉村部の農政や民政を担当する役所であったが、漁業もその管轄に含まれていた。したがって、御郡奉行所の日々の業務、文書を記録した毎日記には、頻りに漁業関係記事が登場し、長期間に渡って対馬藩漁業の実態を追うことが可能である。ただしこの毎日記は、全部で481冊にのぼる膨大な記録であるため、その調査には長い時日を要した。研究代表者は平成11年(1999)以来、断続的に対馬を訪れてこの史料の調査を進め、漁業関係記事の抽出を行ってきたが、幸いにも本研究によって一応その全体調査を完了することができた。当初計画では、その全容をまとめて公表する予定で、入力作業も天明期(18世紀末)頃まで進めていたが、改めて過去の調査を見直したところ、調査時期によって研究関心も変化しているため、調査・収集内容にばらつきがあることがわかってきた。例えば、調査を始めた当初の関心は長州漁民の対馬出漁にあり、抽出した記事の多くも他国漁民に関するものが中心で、藩の漁業政策や島民による漁業、鯨組や海士といった特定漁業に関しては調査の対象外であった。そこで今回の研究では、改めて網羅的・総合的に対馬藩漁業の実態を把握するべく、こうした未調査事項の補充調査を進め、「対馬海漁年表」の充実化を図った。この結果、本研究期間内には、補充調査による史料分析が元禄9年(1696)分までしか完了しなかったため、同年分までを部分的に公表することになった。

また、この海漁年表では、「御郡奉行所毎日記」が残存する寛文11年以前の対馬藩漁業の実態についても明らかにすべく、藩政中枢部の記録である「表書札方毎日記」から近世初期の漁業関係記事の抽出も行った。「表書札方毎日記」は、史料の性格上、「御郡奉行所毎日記」に比べると漁業関係記事が手薄ではあるが、近世初期の対馬藩漁業の趨勢をうかがう上では貴重な手がかりとなる。これにより『対馬海漁年表』では寛永14年(1637)までを網羅することになった。

こうして収録した1637年から1696年までの記事は全部で1244件に及ぶ。これによ

って近世初期(17世紀)における対馬藩漁業の動向を把握することが可能となったが、この時期の漁業関係記録の大半を占めるのは捕鯨に関するものであり、それに次ぐのが泉州佐野漁民の入漁記事であった。その一方で、この段階では近世後期のような多様な地域から他国漁民が大挙して入漁する状況はうかがえず、長門国豊浦郡や筑前、壱岐、平戸方面といった対馬近隣地域から主として縄船(延縄漁)・釣船漁による入漁が散見されるに過ぎない。対馬島民による漁業もある程度行われていたことがうかがえ、従来指摘されるような他国漁民の入漁に依存した対馬漁業という構図は、少なくとも17世紀頃には明確に見出すことができなかった。この点は、対馬藩漁業史の通説に修正を迫る成果といえる。

対馬藩漁業史に関しては、宗家文庫に「海漁方記録」と呼ばれる一連の記録類(宗家文庫・記録類・その他・M海漁方)があり、漁業を専管する御郡奉行所が設置された文政6年(1823)以降については、その詳細を把握しやすい(ただし、文政9～天保2年「御浦方記録」と天保12～14年「海漁記録」の2点のみは大韓民国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」の中にも含まれる)し、これが従来の研究史による対馬漁業史像の原型ともなっている。しかし、それ以前の近世初期の漁業実態に関しては未解明の部分も少なくなかったため、この「海漁年表」作成の取り組みは、一定の意味を持った作業であったと考えている。今後は、元禄10年(1697)以降についても作業を進め、いずれ別の機会を見つけて公表していく予定である。

(2) 対馬における鮪大敷網の伝播と海漁政策の変容過程の解明

長門国豊浦郡湯玉浦で17世紀半ばに創始され西南地域に普及した大型定置網漁である「大敷網」の伝播について検証し、この漁法が対馬に伝播した時期は通説(天明期頃)よりも相当に遡る元禄期であったことを明らかにした。しかし、この段階で対馬に大敷網が定着した様子は確認できない。

大敷網漁法は17世紀中には五島・平戸方面に伝播し、同地ではこれをより大型の鮪大敷網に発展させていったが、それが対馬に導入されたのは宝暦5年(1755)になってからであった。しかし対馬における鮪大敷網は順調に普及した訳ではなかった。

鮪大敷網は魚道を占有する性格上、排他的漁場利用を必要としたため、既存の漁業権と相容れない性格を有していた。このため、対馬藩の御郡奉行所は当初、乡村の村網保護の立場から、その導入に否定的・消極的であった。この御郡奉行所の姿勢は、対馬藩が他国漁民の入漁に積極的に、島民の漁業を抑制していたとする通説とは異なるものであったことを示している。少なくとも安永期頃までの対馬藩は、島民による漁業権(村網=百姓

総有漁場)を保護する姿勢を保っていたのである。この点は、先述した『対馬海漁年表』における17世紀の状況とも合致する。

しかしながら、朝鮮貿易の衰微にともなう対馬藩財政窮乏化により、藩首脳部(家老衆=支配方)は巨額の運上銀収益を見込める鮪大敷網の導入を、御郡奉行所の反対を押し切って積極的に進めることになる。これは、対馬藩の海漁政策が、財政補填を目的とした他国漁民の積極的入漁へと変容する画期でもあった。こうした変容の確認できる安永・天明期こそ、島民の漁業権(百姓総有漁場)を抑制し、他国漁民による漁業権(請浦漁場)を拡大していくという後年の対馬藩の海漁政策への転換点であったと考えられる。

以上の考察は、「宝暦・天明期における対馬藩海漁政策の変容 - 鮪大敷網の導入を中心に -」(『日本歴史』832号)という論文にまとめて公表した。

(3)今後の課題

以上で明らかにした宝暦・天明期における鮪大敷網導入を巡る対馬藩海漁政策の変容は、その後の文化10年(1813)の諸規制緩和や海漁方設置による本格的な漁業振興策の展開、文政6年(1823)の御浦奉行所設置によるその強化へと連なるものである。これにより、対馬では広汎な地域から多様な漁法による他国漁民の入漁が隆盛していくのだが、今後は、こうした後年の動向を、対馬藩を取り巻く経済情勢や財政状況の変化と関連付けながらまとめる必要がある。また、文化10年の海漁振興策では、従来の対馬藩では村網と共に保護の対象とされていた泉州佐野漁民の特権見直しの方向も打ち出されたが、その交渉過程からは佐野漁民の実態をうかがうことが可能である。佐野漁民については、『対馬海漁年表』でも数多くの記事が析出されており、こうした近世初中期の事例も踏まえながら、その実態・性格について再検討することも残された課題である。これらの課題は、本研究の当初段階から論文執筆を目指していたものの、結局中途に終わってしまったものであり、引き続きその完成・公表を目指したい。

また、近世初中期頃までの対馬藩が、島民による漁業の保護の立場を取っていたとするならば、やはり島民による漁業の再検討も必要である。近世全期に渡って収集した漁業関係記事を精査し、その実態を明らかにすることも課題としたい。

(4)その他

本来の研究目的からはややそれるが、近世期の対馬出漁が国境を越えて朝鮮半島に拡大していく過程について「近世・近代移行期における韓海出漁の展開過程」(『JunCture 超域的日本文化研究』7号)という論文を公表した。この研究では、明治22年(1889)の「日本朝鮮両国通漁規則」成立以前の初期段階の

韓海出漁について、主として時代ごとの制度的枠組みの変化に注目しながら、その展開過程について整理し、国境海域における日本漁民の浸潤の在り方、それによって惹起された日朝間の漁民の衝突についてその概要を取り上げた。鎖国の禁が解けるや否や国境を越えて朝鮮近海の新漁場に浸透していく日本漁民の旺盛な行動様式は、近世後期に盛んに対馬に出漁してきた他国漁民の態様に通じるものがあり、近世・近代の連続性にも着目しながら対馬漁業や他国出漁を考察する必要性を改めて認識する契機となった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

木部和昭、宝暦・天明期における対馬藩海漁政策の変容 - 鮪大敷網の導入を中心に -、日本歴史、査読有、832号、2017、印刷中

木部和昭、近世・近代移行期における韓海出漁の展開過程、JunCture 超域的日本文化研究、査読無、7号、2016、46-57

〔図書〕(計1件)

木部和昭、山口大学、対馬海漁年表 : 寛永14年(1637)~元禄9年(1696)、2017、78

6. 研究組織

(1)研究代表者

木部 和昭 (KIBE, Kazuaki)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号 : 20263759